

**Q1 成年後見制度ってどんな制度ですか？**

A1 判断能力のない方に代わり、後見人が契約事務を行ない、安心して生活できるよう支援する制度です。すでに判断能力が減退した方の後見人を家裁が選ぶ「法定後見」と、元気なうちに本人が後見人を決めて契約しておく「任意後見」に分かれます。

**Q2 成年後見の申し立てができる人は？**

A2 本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長などに限られています。任意後見契約を結んでいる場合は、後見人受任者も申し立てができます。

**Q3 成年後見人はどのようなことをするのですか？**

A3 後見人は、本人の財産を管理したり、契約などの法律行為を本人に代わって行ないます。ただし、車での送迎、買物などの事実行為は後見人の職務ではありません。必要に応じて手配をします。

**Q4 身元保証だけでも契約できますか？**

A4 個別契約ではお受けできません。総合支援契約を結んだ場合でも審査があり、原則、預託金を申し受けます。入院の場合は予想される金額をお預かりします。

**Q5 死後事務委任単独の契約はできますか？**

A5 個別契約はできません。総合支援契約のうち生前契約のみを結んだ場合は後から追加で契約できます。その場合、契約金は70,000円(税抜)となります。

**Q6 死後事務委任契約とはどのようなことをするのですか？**

A6 遺族への連絡、埋葬、公的機関への諸届、遺品整理などを行います。

**Q7 死後事務委任に関する費用の清算はどうするのでしょうか？**

A7 総合支援契約預託金残金では足りない場合、遺産で清算することもあります。相続人が確定されない場合でも、常識的な範囲であれば問題ないとされています。

**Q8 任意後見発効後の費用はどうなりますか？**

A8 任意後見発効後は、身上監護も日常財産管理も時間で請求することはなく月額20,000円(税抜)と交通費等の実費で必要な支援を行います。さらに、任意後見監督人への報酬が発生します(報酬額は財産状況に応じて家裁が決めます)。

**Q9 法定後見を依頼できますか？**

A9 2016年9月に1件受任したところです。福祉クラブを候補として申し立てただいても選任されるとは限らないので、まずはご相談ください。

**Q10 契約者に損害を与えた場合の損害賠償は？**

A10 賠償保険に加入し、賠償金を支払う契約となっています。担当者はサブ担当と2人で対応し、万一にも利用者さんが損害を被ることのないよう努力しています。